

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程を公布する。
平成28年10月3日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第31条において準用する法第19条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の職務)

第2条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員に対し必要な技術上の指導及び監督を行う。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。
- (9) その他水道の管理についての技術上の重要な事項に関すること。

(技術管理者の職務に係る報告)

第3条 技術管理者は、前条第1号から第6号までに規定する措置等を取り、それが重要又は異例な事項と認められる場合は、企業長に報告しなければならない。

2 技術管理者は、前条第7号、第8号又は第9号に規定する措置等をとる場合は、事前に企業長に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に報告を行うことができないときは、措置後、直ちに企業長に報告しなければならない。

(水道技術管理補助者の設置及び職務等)

第4条 第2条に規定する技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な遂行を図るため、大阪広域水道企業団に水道技術管理補助者(以下「補助者」という。)を置く。

2 補助者は、別表の左欄に掲げる職務について、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充てる。

3 補助者は、前項に規定する職務について、その執行状況を定期又は

随時に技術管理者に報告しなければならない。ただし、技術管理者が
 決裁その他の手段により当該状況を了知した場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

職務	補助者
第2条第1号	事業管理部村野浄水場浄水調整課長 事業管理部村野浄水場浄水運用課長 事業管理部村野浄水場保全課長 事業管理部村野浄水場整備課長 事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長 事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長 事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長 事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長 事業管理部北部水道事業所長 事業管理部北部水道事業所維持管理課長 事業管理部北部水道事業所送水課長 事業管理部東部水道事業所長 事業管理部東部水道事業所維持管理課長 事業管理部東部水道事業所送水課長 事業管理部南部水道事業所長 事業管理部南部水道事業所維持管理課長 事業管理部南部水道事業所送水課長
同条第2号	指定しない。
同条第3号	指定しない。
同条第4号	事業管理部水質管理センター水質管理課長
同条第5号	指定しない。
同条第6号	事業管理部村野浄水場浄水調整課長 事業管理部村野浄水場浄水運用課長 事業管理部村野浄水場保全課長 事業管理部村野浄水場整備課長 事業管理部庭窪浄水場浄水運用課長 事業管理部庭窪浄水場庭窪管理課長 事業管理部庭窪浄水場大庭管理課長 事業管理部庭窪浄水場三島・万博管理課長 事業管理部北部水道事業所長 事業管理部北部水道事業所維持管理課長 事業管理部北部水道事業所送水課長

	事業管理部 東部水道事業所 所長 事業管理部 東部水道事業所 維持管理課 課長 事業管理部 東部水道事業所 送水課 課長 事業管理部 南部水道事業所 所長 事業管理部 南部水道事業所 維持管理課 課長 事業管理部 南部水道事業所 送水課 課長 事業管理部 水質管理センター 水質管理課 課長
同条第7号	指定しない。
同条第8号	指定しない。
同条第9号	指定しない。